

米兵による集団強姦致傷事件等に抗議する意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年12月19日

逗子市議会議長 真下政次 殿

逗子市議会議員 君島 雄一郎



同 長島有里



同 塔本正子



同 原口洋子



同 岩室年治



同 田中英一郎



同 匂坂祐二



同 菊池俊一



同 丸山治章



同 岡本勇



(別紙)

## 米兵による集団強姦致傷事件等に抗議する意見書

10月16日、沖縄県で米兵2人が帰宅途中の女性を襲い暴行を加え、女性の頸部に傷を負わせる集団強姦致傷容疑で逮捕・送検される凶悪事件が発生した。今年の8月に同県で米兵による強制わいせつ致傷事件が発生している中での出来事である。

その後、夜間外出禁止措置がされた最中にもかかわらず、11月には、米兵が民家へ不法侵入し、中学生への暴行事件を起こしている。

また、神奈川県でも、昨年1月に米兵が8歳の女子小学生にわいせつ行為を行い、今年3月、軍法会議で禁錮6年とともに降格、不名誉除隊を言い渡されている。

しかし、この事件において日本側は逮捕もせず、任意による事情聴取にとどまり、昨年3月早々に嫌疑不十分で不起訴処分で終わらせている。

さらに今年7月21日、厚木基地所属の米兵による女性強姦致傷事件が発生し、被害女性はその日のうちに被害届を提出した。ところが日本側は容疑者の身柄の引き渡しについて、「捜査に支障はない」と要請もしていなかった。そして12月に書類送検することとなった。この事件は凶悪犯罪であり、起訴前に身柄の引き渡しを当然求めるべきである。

日本人の女性と子どもに対する米兵による強姦や暴行は、女性の尊厳と人権をじゅうりんする蛮行であり、今回、被害を受けた女性の計り知れない苦しみや家族の怒り、無念さを察すると、激しい怒りと憤りを覚え、米兵犯罪は断じて許すことはできない。

1995年に沖縄県で発生した少女暴行事件後、日米合同委員会は、殺人や強姦などの凶悪犯罪で、日本政府が重大な関心を有するものについては、起訴前に日本側への身柄引き渡しに米側が「好意的に考慮を払う」と合意した。しかし、あくまでも米軍の好意的な配慮に頼ったものであり、日米地位協定の見直しはされず、運用にとどまった。そして実際には十分に運用もされず、未だに屈辱的で不平等な協定の内容である。

1995年に沖縄県で発生した12歳の女子小学生に対する集団強姦致傷及び逮捕監禁事件、横須賀市内では2006年には女性を殴り殺すという残忍な女性強盗殺害

事件、2008年にはタクシー運転手殺害強盗事件、また、同年に沖縄県で起きた女子中学生暴行事件など、米兵による凶悪犯罪は後を絶たない。そのため沖縄県を始めとして、神奈川県など米軍基地を抱える自治体は、再三にわたり米軍に対する抗議と綱紀粛正を求めてきた。ところが、今日を迎えても米兵による凶悪犯罪が繰り返し発生することは、市民の怒りと不安、そして不信感は頂点に達している。

よって、逗子市議会は、市民の生命、財産、人権を守る立場から、米兵による強姦致傷事件などに関し、厳重に抗議するとともに、次の事項について強く要望する。

- 1 被害者への謝罪及び補償を速やかに行うこと。
- 2 米軍人と軍属等の人権教育を徹底し、綱紀粛正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
- 3 日米両政府は日米地位協定の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

逗子市議会